

平成29年9月定例会

請願・陳情文書表

鳥 取 県 議 会

目 次

請 願 の 部

請 願 一 覧 表.....	1
議会運営委員会.....	3

陳 情 の 部

陳 情 一 覧 表.....	5
総務教育常任委員会.....	1 3
福祉生活病院常任委員会.....	2 1
農林水産商工常任委員会.....	2 9
地域振興県土警察常任委員会.....	3 3

請 願 一 覧 表

議会運営委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
議 29年ー 29 (29. 9. 14)	議 会	鳥取県議会での一般質問時間の制限を厳格化しない ことについて	新日本婦人の会鳥取県本部	

請願一覧表

議会運営委員会・請願

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提出者及び紹介議員	審査結果
29 年－ 29 (29. 9.14)	議 会	鳥取県議会での一般質問時間の制限を厳格化しないことについて ▶請願理由 鳥取県議会では、議会運営委員会において、議員一人当たりの総時間（一般質問における質問と答弁の時間の合計）を 75 分以内に厳格化する方式が採用されようとしていると聞いている。議員の仕事はいうまでもなく、県民に代わって、県政のチェックや県民の声を届けることである。厳格化によって、議員を通じての議会のこうした機能が低下することに危惧を抱く。 現行制度では、すべての議員が質問時間 25 分を厳格に守っており、議会運営上特段の問題は生じないと考ええる。総時間を厳格に制限し議員の質問に対する執行部の答弁を途中で遮断することは、県民の知る権利を制限することになり大いに問題ではないか。県議会は、民主主義のお手本ともなるべき場である。できるだけ多くの県民の声が反映されることを希望する。 ▶請願趣旨 鳥取県議会での一般質問時間の制限を厳格化しないことを求める。	新日本婦人の会鳥取県本部 (紹介議員) 市 谷 知 子 錦 織 陽 子	

議会運営委員会・請願

陳 情 一 覧 表

総務教育常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
総 29年－ 22 (29. 7. 14)	総 務	「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法の改正に係る意見書の提出について	倉吉市 個人	
総 29年－ 26 (29. 8. 21)	総 務	公文書の適切な管理運用を求める意見書の提出について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

福祉生活病院常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
福 29年ー 23 (29. 7. 14)	生活環境	商品・役務のネット販売に係る販売手数料等の表示に係る意見書の提出について	倉吉市 個人	
福 29年ー 24 (29. 7. 14)	生活環境	仮想通貨に係る法的規制、取引所の監視体制の強化等を求める意見書（消費者関係）の提出について	倉吉市 個人	
福 29年ー 28 (29. 8. 31)	生活環境	国民生活センターにおける相談業務に係る意見書の提出について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

農林水産商工常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
農 29年ー 25 (29. 7. 14)	商工労働	仮想通貨に係る法的規制、取引所の監視体制の強化等を求める意見書（事業者関係）の提出について	倉吉市 個人	

陳情一覧表

陳 情 一 覧 表

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受 理 番 号 及 び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	提 出 者	備 考
地. 29年ー 27 (29. 8. 22)	地域振興	イージス・アショア基地の誘致について	米子市 個人	

陳情一覧表

総務教育常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
29 年－ 22 (29. 7.14)	総 務	「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法の改正に係る意見書の提出について ▶陳情理由 (1)「共謀罪」の成立要件を改めた、テロ等準備罪を新設する改正組織犯罪処罰法(以下「本法」という。)は、日付をまたぐ与野党の攻防の末、6月15日朝、参院本会議で可決・成立した。市民や学者の中にも「なぜ今必要なのか分からない」(立法事実がない)、「表現の自由や内心の自由が侵害されるのではないか」といった懸念が強く示される中、与党は、本法を会期末までに無理やり成立させるため、「良識の府」であるはずの参議院で、法務委員会の採決をすっ飛ばす「中間報告」という名の数の力に頼った強引な手法を選んだ。国会における委員会は、国民から選ばれた議員による専門的な審議のために置かれている機関である。その審議を飛ばすということは、民主主義の冒瀆も甚だしく、憲政史上に禍根を残すものである。 (2)共謀罪とは、死刑・無期懲役・4年以上の懲役や禁錮の刑が定められた犯罪について、犯罪の準備段階で処罰できる法整備である。米国法でいうところのコンスピラシー(Conspiracy)が該当し、重大な犯罪を企図した「組織的犯罪集団」が、反社会的な行動を2人以上で「共謀」し、加えて、その内最低1人がその犯罪を実行するために何らかの行為(いわゆる徴表的行為、準備行為)をすることで成立する。 これまで、犯罪の成立には、①構成要件該当性、②違法性、③有責性が必要とされ、このうち①構成要件として、原則的に、実行行為、結果、それらの因果関係、故意又は過失が必要とされてきた。これは、犯罪というのは、そもそも法益侵害の現実的具体的危険が生じなければ処罰の必要がないし、実行行為がなくても取り締まることができる」と、	個人 (倉吉市)	

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

	証拠が薄いにもかかわらず逮捕・立件するなど冤罪の危険を生じさせるからである。ここに、いわゆる「行為主義」の意義がある。 しかし、本法では、共謀共同正犯とは異なり、具体的危険の生ずる実行の着手は要件とされない。共謀罪の犯人全員に、同一の刑罰を、合意した犯罪を自ら実行したときと同程度の重さで、正犯として処罰することができる。本法は、犯罪を準備段階から処罰できるとする点で、これまでの刑法秩序を根底から覆すものである。 (3) そもそも、なぜ本法は提案されたのか。与党は決まって、先進7カ国(G7)の中で日本だけが加盟していないとして、国際組織犯罪防止条約(TOC条約)締結のために、組織犯罪処罰法の厳罰化が必要だと説明する。また、東京五輪・パラリンピック開催を控え、「テロ対策が必要だ」としている。他方で、野党は現行法のままでも条約締結が可能だとしている。 一方、TOC条約を締結するために、各国が実際に立法起案作業をするための、国連の「立法ガイド」を執筆した刑事司法学者ニコス・パッサス氏は、「TOC条約はテロ防止を目的としたものではない」という重大な指摘をしている。氏は、本年6月3日にロンドン中心部で起きたテロなどを指し、「英国は長年TOC条約のメンバーだが、条約を締結するだけでは、テロの防止にならない」とも言う。これは、そのとおりであり、条約の締結がテロの防止になるものではない。テロ根絶のためには、現行の犯罪収益移転防止法などによる口座連結や、イミグレーション(出入国管理)などでのセキュリティチェックの厳格化を行い、対処することが重要である。 また、氏は、「新たな法律などの導入を正当化するためにTOC条約を利用してはならない」と警鐘を鳴らしている。氏はTOC条約について「組織的犯罪集団による金銭的な利益を目的とした国際犯罪が対象で、テロは対象から除外されている」と指摘している。「非民主的な国では、政府への抗議活動を犯罪とみなす場合がある。だからイデオロギー	
--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

		に由来する犯罪は除外された」と、起草過程からその理由を説明している。 政府は、テロ対策も本法を立法する理由としている。今回対象となるのは277もの広い法律であり、その中には森林法も含まれる。森林法違反には、保安林でキノコを違法採取する罪が含まれるが、これはテロなのだろうか。どこかの高齢者が、夕飯のキノコご飯を楽しみに、友達とキノコ狩りに出かけると言い残し、保安林で間違っキノコ狩りをしてしまった場合、これも共謀罪となり、森林法違反で逮捕されてしまうおそれがある。政府は、このような場合も、「相当の経済的利益を生じる場合もある」として、テロ対策の資金源になる可能性があるとして主張している。 TOC 条約締結、立法作業のための立法ガイドと乖離した法律が作られてしまった以上、本法成立には、立法事実上、重大な瑕疵がある。 (4) 上述のとおり、本法成立に関しては、これまでの刑法学の体系との整合性が問題となる。また、共謀罪の創設による犯罪の未然防止の効果には疑念が残る反面、表現の自由や内心の自由といった市民の権利・自由に萎縮効果をもたらすことが懸念される。 すなわち、共謀罪の創設によって、277もの多くの犯罪類型が、実行行為が存在しなくても処罰可能となるため、「実行行為に直接つながる行為をすることによって、法益侵害の現実的危険性を引き起こしたから処罰される」という従来の刑法学の基本的発想が崩れてしまう。また、共謀か否か、つまり、準備行為を行った者との関係を洗い出すため、人間関係などのチェックが必要とされ、捜査対象が拡大される「監視社会」への懸念、「共謀」の意図を探るため内心にまで踏み込んだ捜査がなされる懸念も広まっている。 デモにおける座り込みなどが、公務執行妨害などの共謀罪とされ、憲法の定める集会・結社の自由や表現の自由、思想良心の自由など、憲法上の人権カテゴリーといわれる、憲法の核となる人権が侵害されるおそれ大きい。また、LINEでの連絡やfacebookでの「いいね!」すら、「共謀あり」と	
--	--	---	--

総務教育常任委員会・陳情

		みなされる懸念が広がっている。 金田勝年法務大臣は2月23日、衆院予算委員会の分科会で、犯罪を合意（共謀）する手段を限定しない考えを明らかにした。民進党の山尾志桜里衆議院議員の「共謀は電話やメールなどでも認定され得るのか」という質問に、金田法務大臣は「特段、限定をしない前提で検討している」と答弁し、複数の人に同時送信するメーリングリストやLINEのグループメールでの合意が成立するかどうかについては、手段の限定は検討していないとした。山尾衆議院議員は「誰がどのタイミングでどんな内容を送っているのか。それを閲覧し、どう返信しているかを幅広く監視しなければならない」と指摘した。会議などでメンバーが対面して行う合意だけでなく、電話やメール、LINEで合意が成立する可能性を認めた。広い範囲で会話や通信が捜査対象となるおそれがある。 (5) 本法案の審議に当たっては、金田法務大臣の不見識ぶりが明らかになり、野党は、法務大臣の問責決議案も提出している。大臣が法案作成の全責任を負うはずなのに、「ご指摘の質問はいくぶん技術的な所がある。できましたら、刑事局長からお答えをさせていただきたい」として、官僚（法務省刑事局長）に丸投げで答弁させるケースも目立った。法務大臣自身が法案をきちんと説明できず、どうするというのか。 金田法務大臣も、「私はちょっと、私の頭脳というんでしょうか、ちょっと対応できなくて申し訳ありません」（2月8日の衆議院予算委員会）と発言しており、また、法案の成立までに十分な審議や説明が必要であるのに、「成案ができましたときにしっかりと説明していく」（2月17日の衆議院予算委員会）などと説明しており、審議・説明不足であることは明らかである。さらに、5月8日の衆議院予算委員会では、金田法務大臣は「一般人は刑事告発されても、捜査の対象にならない」等と信じられない答弁をしたが、刑事訴訟法においても、犯罪捜査規範においても、告訴や告発は捜査の端緒とされている。 今回成立した「テロ等準備罪」で組織的犯罪集団を処罰するには、2つの条件が必要となる。ひとつは2人以上による	
--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

		犯罪の計画である。そして、もうひとつは、少なくとも1人による現場の視察や資金調達などの準備行為である。たとえば、テロ組織が航空機のハイジャックを計画し、メンバーの1人が航空券を購入した場合、計画と準備行為の2要件が整い、計画に関与した全員を処罰できる。一方、日常生活の行為と犯罪実行の準備行為を見極めるのは極めて難しい。外見では判断できず、「内心の監視・処罰につながる」との懸念がぬぐえない。 国会では、桜並木の散歩が、「花見目的か、下見目的か」が議論になった。これに対し、法務省刑事局長は、「計画に基づく行為かどうかに加え、携帯品などの外形的事情から区別される」としたが、法務大臣は、「花見であればビールや弁当を持っている。下見であれば地図や双眼鏡、メモ帳などを持っている」という答弁を行った。今どき、何をやるにもみんなスマホであるので、古典的な地図やメモ帳を使うかどうかはさておき、双眼鏡は、バードウォッチングにも使うはずである。野鳥愛好家がみんなで野鳥観察をしていたら、「下見の共謀だ」とでも言うのだろうか。法務大臣は最終的に、「外形的事情から直ちに下見目的の準備行為と認定できると考えているわけではない。客観的証拠や供述の裏付け証拠の有無、内容が重視される」と官僚の手助けを借りて答弁を訂正したが、捜査当局が、証拠に基づいて、どこまで慎重に捜査できるのだろうか。GPSによる捜査など、これまでも多くの違法捜査が行われ、最高裁でも違法な証拠収集と判断されている（刑事訴訟法上、違法になされた証拠は、証拠としての価値（証拠価値）を有しない。）。 (6) 法理論の中には、明確性の理論というものがある。すなわち、人権を侵害的に作用する法律は、それによって萎縮効果を生じないように、また誤って不利益を受ける者の生じないように、明確に規定されなくてはならないとする原則をいう。何をやったら犯罪かが明らかでなければ、一般市民は、一般予防として、法で何が禁じられるかを判断できない。また、恣意的な法の適用を招くおそれがあるから、法の内容は、明確に定まっていなければならないとするものである	
--	--	--	--

総務教育常任委員会・陳情

		(漠然ゆえ無効の理論)。また、制約の程度が広すぎて、制約が許されないものについてまで規制対象とするのも禁止される(過度の広範性ゆえに無効の理論)。 これらは、憲法第31条の適正手続の保障(デュープロセス)や、罪刑法定主義に由来するものである。 これまでの法務大臣の答弁でも発覚したように、本法は、どのような場合に対象となるか不明確で、かつ、適用対象も広すぎ、人権侵害も懸念され、これら法律の諸原則に反することは明らかである。 (7) 上述のとおり、共謀罪の創設によって、277 もの多くの犯罪類型が、実行行為が存在しなくても処罰可能となり、法益侵害の現実的危険性を引き起こしたから処罰されるという従来の刑法学の基本的発想が崩れる。また、共謀か否か、つまり、準備行為を行った者との関係を洗い出すため、人間関係などのチェックが必要とされ、捜査対象が拡大される「監視社会」への懸念、「共謀」の意図を探るため内心にまで踏み込んだ捜査がなされる懸念も広がっている。冤罪の懸念も強い。 ついては、県議会として、政府及び国の関係機関に対し、犯罪を計画段階から処罰する、いわゆる「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ改正組織犯罪処罰法を廃止し、同法の改正前の状態に戻すことを求める意見書を提出することをお願いしたく、本陳情を行なうものである。 ▶陳情趣旨 犯罪を計画段階から処罰する、いわゆる「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ改正組織犯罪処罰法が、6月15日に国会で可決・成立した。本法は、上記のとおり問題があるので、これを廃止し、改正前の状態に戻すことを求める意見書を、政府及び国の関係機関に対して、提出すること。	
--	--	---	--

総務教育常任委員会・陳情

29 年－ 26 (29. 8.21)	総 務	公文書の適切な管理運用を求める意見書の提出について ▶陳情理由 防衛省において、情報公開請求に対して「破棄した」として いた PKO 部隊の「日報」が、実は保管されていたにもかかわらず、公表されなかったことが分かった。これについては、 特別監察が実施され、この破棄行為に問題があったとする内容 の報告書が、先ごろまとめられたところである。 昨年 10 月、ジャーナリストの男性が、自衛隊の PKO 部隊が 2016 年 7 月 7 日から 12 日までに作成した日報の開示請求を 行った。当初、当局は、「破棄された」として、昨年 12 月初め、 不開示とする決定をした。ところが、この経緯を知った、関係 経験のあるベテラン自民党議員が、再調査を求めたことで改め て探したところ、昨年 12 月 26 日、日報の電子データが残って いたことが分かった。 菅義偉内閣官房長官は、「あまりにも怠慢で、適切に対応 していない」、「嚴重注意に値する」と述べた。 公文書（アーカイブス）は、国民全体の共有財産である。 そのとき、その議案・法案・条例はどのような経過で提案され、 行政行為はどのような議論・決裁過程でなされたのか。後に 検証する過程で、重要な史料となる。 鳥取県にも公文書館が存在し、また、総務部政策法務課に おいても、県公文書の適切な管理運用に向けて、各所属への 指導・助言がなされ、各所属には文書管理主任が置かれている ことから、公文書の重要性に対する認識は、共有していた だけだと思う。 ところで、公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）で は、行政文書を、①省庁の職員が作成又は取得、②組織的な 用途に供するもの、③省庁が保有するもの、と定義される。 この②「組織的用途」に関しては、省庁の共有フォルダーに ある行政文書を「個人メモ」といって公開せず、破棄していた ことが問題になった。これが許されるならば、何でも恣意的に、 情報公開の対象にならないことになってしまう。 また、文書の保存期間は様々であるが、保存期間が 1 年未満	個人 (倉吉市)	
--------------------------------	------------	--	---------------------	--

総務教育常任委員会・陳情

総務教育常任委員会・陳情

		とされるものもある。行政プロセスでは、大量の文書が出るところ、軽易かつ重要度の低い文書については、1年未満の保存期間とすることは、理解できる。一方、この文書に該当するといってしまうと、その期間経過後に、事案の検証は困難になるため、このカテゴリと設定する文書の妥当性についても検証が必要である。 ガイドライン等において、文書の種類に応じた適切な管理期間の設定が必要である。何より、公務員の事務サイドにおいて、公文書が、意思決定の妥当性を後に検証する過程において必要となる史料であるという認識を持ち、当該期間やガイドラインを守ろうとする意識が必要であり、各省庁部局における研修機会の充実が必要である。 鳥取県議会において、その旨、意見書の提出をお願いしたい。 ▶陳情趣旨 鳥取県議会において、国に対し、公文書の適切な管理・運用を求める意見書を提出すること。		
--	--	---	--	--

総務教育常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
29 年－ 23 (29. 7.14)	生活環境	商品・役務のネット販売に係る販売手数料等の表示に係る意見書の提出について ▶陳情理由 昨今、いわゆる LCC（格安航空会社）が大きな地位を占めるようになり、たとえば、関西空港から成田空港への航空券が、日付によっては片道 1,980 円といった安価な記載で販売されるようになった。 一方、この価格は、あくまでも航空券本体の価格であって、これに加え、座席指定料金、手荷物預け入れ料金などが、必要に応じて加算される。また、クレジットカード、コンビニ支払など受容されているいかなる支払方法を選ぼうとも、販売手数料が必ず加算され、その金額は、年々上昇傾向にある。 顧客の希望に応じて付加される可変的・任意的な座席指定や手荷物料金は別として、航空券販売に必ず要する販売手数料については、本体価格と別記載になっていて、会計の段になって初めて総額が分かる実態がある。広告記載と実際の支払金額が異なり、消費者に分かりにくくなっている。航空券本体価格には、当然に、その航空券を販売するための一切の対価（実費コスト＋利潤＋手数料）が含まれているべきである。 たとえば、クレジットカードを使うのであれば、その加盟店は、クレジットカード会社に対し、一般に、加盟店の売上規模に応じて 2～5 % 程度の手数料を支払うものといわれている。このうち 0.5～1 % 程度を、顧客にポイントという形で還元し、残りがクレジットカード会社の利潤になっている。 ここでは、仮に手数料率を 2～3 % と仮定すると、5,000 円の売上があった場合、100～150 円程度の手数料となるのであるが、実際には、P 社の場合、クレジットカードで一律 440 円、コンビニ支払の場合 550 円が「一区間ごとに」「片道で」かかる。V 社の場合、片道 600 円である。J 社の場合、国内線では	個人 (倉吉市)	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		片道 500 円、国際線では片道 650 ～ 1,000 円がかかる。ANA や JAL などが、支払手数料をそれとして特別に徴収していないこととは対照的である。問題は、その金額が本当に支払にかかる手数料なのか、それとも、安価な航空券本体価格の穴埋めなのか、判断・分析が難しいことである。こういった料金は、仮に徴収するとしても、たとえば取引で支払に必要な振込手数料と同様に、実費の請求がなされるべきである（なお、本来、各クレジットカード会社と加盟店との取り決めでは、加盟店がクレジットカード会社に対して負担する手数料を顧客に転嫁してはならないこととされている。加盟店側も、クレジットカードという便利な決済方法によって、売上の増加という利益が見込めるためである。したがって、厳密には、販売手数料の徴収そのものがクレジットカード会社と加盟店との契約に反するが、私的自治の原則もあって、実際には手数料の顧客への転嫁や、現金販売価格との二重価格を設ける店もある。） よって、消費者の保護や、消費者に分かりやすい価格表示の必要性に鑑み、国（衆参両院や消費者保護関係機関）に対し、役務の販売に際し、必要な手数料について、実費を分かりやすく表示すべきことについて、ガイドラインの作成、又は、各事業者に対して通知を発出することを求める意見書を提出していただきたい。 ▶陳情趣旨 役務の販売に際し、消費者が必ず支払わなければならない金額に関しては、当初から広告等に総額で記載すべきことについて、国にガイドラインの作成等を求める意見書を提出すること。	
29 年－ 24 (29. 7.14)	生活環境 関連陳情 商工労働 29 年－ 25	仮想通貨に係る法的規制、取引所の監視体制の強化等を求める意見書（消費者関係）の提出について ▶陳情理由 昨今、いわゆる仮想通貨の取引が急速に増えており、時価総額もうなぎ昇りの状況にある。これは、投機的取引による価格	個人 (倉吉市)

福祉生活病院常任委員会・陳情

		や出来高の上昇によるものが大きい。各国通貨への信認が揺らいだとき、その代替たり得るのは、これまで、伝統的に金（GOLD）や原油などのコモディティ（現物）資産だったが、最近、この資金逃避先が、値幅の良い仮想通貨に、投機的理由から移っているとの指摘がある。 一方、その規制の枠組は十分な整備がなされておらず、最近、仮想通貨を法的な通貨として認定し、租税徴収の枠組に入れようとする動きは見られたものの、消費者保護の観点からは、未だ多くの課題がある。 最近では、ビットコインが資金決済の方法として、一般企業でも多く使われるようになっており、また、ビットコインATMで相当額の日本円を引き出せるようになるなど、流動性が上がってきた。他方で、仮想通貨取引所マウントゴックスの破綻や仮想通貨の不正引き出し事件など、トラブルが多く起こっている。仮想通貨はブロックチェーンを利用した匿名性の高い通貨であり、口座番号に当たるコードさえ分かれば匿名で送金できてしまうことから、トラブルやマネーロンダリング（資金洗浄）への悪用などが懸念されている。 仮想通貨をめぐる国民生活センターへのトラブル相談は、2014年の80件から2016年は616件と急増している。2017年は7月9日時点で780件を超え、既に前年を上回っている。もちろん、鳥取県内にも仮想通貨利用者は存在する。 仮想通貨は、ビットコインのほか、イーサリアム、リップルなど700種以上存在し、時価総額が8兆円超ともいわれる。FX方式でレバレッジ（借入資本利用）を利かせた取引が可能であることから、価格の変動が大きく、投機目的に購入する人も多い。中には、クレジットカードで買える取引所もあり、クレジットカードで仮想通貨を買って取引したが、価格の暴落で大損をして、返済できなくなってしまうというリスクもある。「必ず値上がりする」と勧誘されて購入し、実際には売却できず業者と連絡が取れなくなることもあり、高齢者の被害が目立つという。 ビットコインには株式市場のような制限値幅はない。いわば、今の仮想通貨は、流動性が低くボラティリティ（価格変動性）	
--	--	---	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

		も高い、株式でいえば、新興市場・未公開株市場のような状況である。 仮想通貨の問題は、株式でいえばPER（株価収益率）やPBR（株価純資産倍率）、株主資本利益率、配当利回りなどのファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）に基づいた価値の客観的評価ができないことから、皆が買うから上がるという構図で、適正な価格評価が困難になっている実態がある。しかも、値幅制限がないため、リスクは非常に大きい。 本来、通貨の発行は、発券銀行たる日本銀行や、補助通貨（硬貨）に関しては政府が行うものであるが、仮想通貨の無秩序な暗躍は、こういった通貨制度への信認さえも脅かす存在となり得る。通貨は、価値をはかる物差し機能、価値をためる機能、価値を交換する機能を持っているが、仮想通貨のようなボラティリティ（価格変動性）が大きい通貨では、蓄財や決済も安心して行うことができない。 また、仮想通貨は、インターネットで簡単に取引ができ、国をまたぐ決済手段になる。匿名性が高いことから、マネーロンダリング（資金洗浄）など犯罪に利用されることもある。サイバー攻撃でも、ビットコインでの「身代金」支払いを要求する手口が多い。 当局は、取引の安全性を高めようと、今年4月から改正資金決済法を施行した。業者を登録制としたほか、利用者が預けた資金と業者の資金を分けて管理する分別保管の義務付けなどが盛り込まれた。仮想通貨が「貨幣の機能」を持つと認め、オンライン決済などにも利用可能な公的な決済手段に利用できると位置付けた。 しかしながら、上述のとおり、値幅制限がないこと、新規発行の仮想通貨をめぐるトラブルが後を絶たないこと、FX のように「てこの原理」を利かせた投機的な取引がなされていることを考えると、消費者は安心して利用できず、消費者保護のためのさらなる検討が進められるべきである。 ついては、県議会から、消費者庁や経済産業省、金融庁等において、消費者に対する注意喚起を行うことを求める意見書を提出していただきたい。	
--	--	---	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		▶陳情趣旨 いわゆる仮想通貨について、近年トラブルが急増していることから、消費者に対する注意喚起を求める意見書を国へ提出すること。		
29 年－ 28 (29. 8.31)	生活環境	国民生活センターにおける相談業務に係る意見書の提出について ▶陳情理由 (1) 事実の概要 8 月 30 日、陳情者が鳥取県消費生活センター相談員から聞き取りしたところによれば、消費生活センターが法令等の解釈について照会を行う先である独立行政法人国民生活センターにおいては、「無料サービス（金銭の授受が発生しない企業のサービス等）に係る消費者トラブルについては、消費者被害ではないので、相談の対象外である」旨の回答があったそうである。 もしそうであるならば、たとえば、何らかの瑕疵のある無料のサプリメントや化粧品サンプル等の試供品において健康被害が発生したような、換言すれば、贈与ないし無料の役務が原因で発生した消費者被害・苦情等に関して、鳥取県を含む地方自治体が、国民生活センターに何も聞くことができなくなってしまう。 (2) 国民生活センター 国民生活センターは、法によれば、「国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする」（独立行政法人国民生活センター法第 3 条）。また、同法第 10 条において具体的な所掌事務が定められており、次に掲げる業務を行う。 一 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること 二 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情報を提供すること	個人 (倉吉市)	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		三 前二号に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼に応じて国民生活に関する情報を提供すること 四 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと 五 国民生活に関する情報を収集すること 六 重要消費者紛争の解決を図ること 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと 国民生活センターは、実務においては、一般消費者からの直接的ないし地方自治体の消費生活センターを通じて間接的に、消費生活に関する相談の受付、有害事象・危害情報の収集及び蓄積、これに基づいた国民への情報提供、市販の商品テストやその結果に基づいたメーカーへの改善要請などを行っている。 上記法文の規定からも明らかなように、法において、無料の消費者被害に係るトラブル・苦情等が消費者被害に該当せず消費生活相談の対象外であるとする旨の規定はない。 また、消費者基本法においては、第2条で、「消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利である」ことが明記されている。 (3) 鳥取県における消費生活センター なお、鳥取県では、消費者安全法第10条の2第1項の規定に基づき、鳥取県消費生活センター条例において、鳥取県消費生活センターの組織及び運営等に関する事項について定めている。また、鳥取県行政組織規則によれば、くらしの安心局消費生活センターの所掌事務は、 (1) 消費者安全の確保に関すること (2) 消費者教育の推進に関すること (3) 生活関連物資の需給又は価格の安定に関すること (4) その他消費者の利益の擁護及び増進に関すること とされ、これらにおいても、企業等の役務等について、相談内容を有料のサービスに係る消費者被害に限定する旨の規定はない。 (4) 結語 首記のとおり、消費者庁が所管する国民生活センターに	
--	--	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

		において、無料の役務等に係る被害は消費者被害に該当しないので消費者被害・苦情相談の対象外である旨の認識が、鳥取県消費生活センターに示されたとのことである。 しかし、無料の役務・贈与契約が関係する消費者被害も実際に存在し、いわゆる SF 商法など、被害の入り口に無料サービスが介在することもある。 もし、これが消費者被害として認定されず、各地方自治体の消費生活センター等が、国民生活センターに対し、法令等の解釈に係る問合せや商品テスト等の対応の依頼をできないことになれば、鳥取県を含む地方自治体が国民生活センターに何も照会や依頼をできず問題がある。そこで、この認識を是正・克服し、国民生活センターにおいて、独立行政法人国民生活センター法や消費者基本法等の関係法令に基づき、無料・有料を問わず消費者被害等に係る消費者相談に関して、各地方自治体からの相談や照会、調査依頼に対応すべきことを求める意見書を、地方自治法第 99 条の規定により提出することをお願いしたい。 ▶陳情趣旨 独立行政法人国民生活センターにおいて、無料役務等に係る消費者相談に対しても対応すべきことを求める意見書を、地方自治法第 99 条の規定により国へ提出すること。		
--	--	---	--	--

福祉生活病院常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
29 年－ 25 (29. 7.14)	商工労働 関連陳情 生活環境 29 年－ 24	仮想通貨に係る法的規制、取引所の監視体制の強化等を求める 意見書（事業者関係）の提出について ▶陳情理由 昨今、いわゆる仮想通貨の取引が急速に増えており、時価総額もうなぎ昇りの状況にある。これは、投機的取引による価格や出来高の上昇によるものが大きい。各国通貨への信認が揺らいだとき、その代替たり得るのは、これまで、伝統的に金（GOLD）や原油などのコモディティ（現物）資産だったが、最近、この資金逃避先が、値幅の良い仮想通貨に、投機的理由から移っているとの指摘がある。 一方、その規制の枠組は十分な整備がなされておらず、最近、仮想通貨を法的な通貨として認定し、租税徴収の枠組に入れようとする動きは見られたものの、消費者保護の観点からは、未だ多くの課題がある。 最近では、ビットコインが資金決済の方法として、一般企業でも多く使われるようになっており、また、ビットコイン ATM で相当額の日本円を引き出せるようになるなど、流動性が上がってきた。他方で、仮想通貨取引所マウントゴックスの破綻や仮想通貨の不正引き出し事件など、トラブルが多く起こっている。仮想通貨はブロックチェーンを利用した匿名性の高い通貨であり、口座番号に当たるコードさえ分かれば匿名で送金できてしまうことから、トラブルやマネーロンダリング（資金洗浄）への悪用などが懸念されている。 仮想通貨をめぐる国民生活センターへのトラブル相談は、2014 年の 80 件から 2016 年は 616 件と急増している。2017 年は 7 月 9 日時点で 780 件を超え、既に前年を上回っている。もちろん、鳥取県内にも仮想通貨利用者は存在する。 仮想通貨は、ビットコインのほか、イーサリアム、リップルなど 700 種以上存在し、時価総額が 8 兆円超ともいわれる。FX 方式でレバレッジ（借入資本利用）を利かせた取引が可能であることから、価格の変動が大きく、投機目的に購入する人も	個人 (倉吉市)	

農林水産商工常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

		多い。中には、クレジットカードで買える取引所もあり、クレジットカードで仮想通貨を買って取引したが、価格の暴落で大損をして、返済できなくなってしまうというリスクもある。「必ず値上がりする」と勧誘されて購入し、実際には売却できず業者と連絡が取れなくなることもあり、高齢者の被害が目立つという。 ビットコインには株式市場のような制限値幅はない。いわば、今の仮想通貨は、流動性が低くボラティリティ（価格変動性）も高い、株式でいえば、新興市場・未公開株市場のような状況である。 仮想通貨の問題は、株式でいえばPER（株価収益率）やPBR（株価純資産倍率）、株主資本利益率、配当利回りなどのファンダメンタルズ（経済の基礎的条件）に基づいた価値の客観的評価ができないことから、皆が買うから上がるという構図で、適正な価格評価が困難になっている実態がある。しかも、値幅制限がないため、リスクは非常に大きい。 本来、通貨の発行は、発券銀行たる日本銀行や、補助通貨（硬貨）に関しては政府が行うものであるが、仮想通貨の無秩序な暗躍は、こういった通貨制度への信認さえも脅かす存在となり得る。通貨は、価値をはかる物差し機能、価値をためる機能、価値を交換する機能を持っているが、仮想通貨のようなボラティリティ（価格変動性）が大きい通貨では、蓄財や決済も安心して行うことができない。 また、仮想通貨は、インターネットで簡単に取引ができ、国をまたぐ決済手段になる。匿名性が高いことから、マネーロンダリング（資金洗浄）など犯罪に利用されることもある。サイバー攻撃でも、ビットコインでの「身代金」支払いを要求する手口が多い。 当局は、取引の安全性を高めようと、今年4月から改正資金決済法を施行した。業者を登録制としたほか、利用者が預けた資金と業者の資金を分けて管理する分別保管の義務付けなどが盛り込まれた。仮想通貨が「貨幣の機能」を持つと認め、オンライン決済などにも利用可能な公的な決済手段に利用できると位置付けた。 しかしながら、上述のとおり、値幅制限がないこと、新規発行の仮想通貨をめぐるトラブルが後を絶たないこと、FXの	
--	--	---	--

農林水産商工常任委員会・陳情

農林水産商工常任委員会・陳情

		ように「てこの原理」を利かせた投機的な取引がなされていることを考えると、消費者は安心して利用できず、消費者保護のためのさらなる検討が進められるべきである。 については、県議会から、国に対し、法的規制や取引所の監視体制の強化、消費者への勧誘や新規発行に係るガイドラインの作成を求める意見書を提出していただきたい。 ▶陳情趣旨 いわゆる仮想通貨について、近年トラブルが急増していることから、法的規制や取引所の監視体制の強化、ガイドラインの作成を求める意見書を国へ提出すること。		
--	--	--	--	--

農林水産商工常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
29 年－ 27 (29. 8.22)	地域振興	イージス・アショア基地の誘致について ▶陳情理由 我が国の周辺には、日本を仮想敵国とする国、日本にミサイルやICBM（大陸間弾道ミサイル）を打ち込むという国さえある。報道によれば、朝鮮民主主義人民共和国は、米国領グアム島周辺にICBMを打ち込むと公言している。それに対して、防衛省・自衛隊は、国民の生命財産を守るため、万々に備え日本海にイージス艦を展開し、島根県出雲市に迎撃ミサイル・パトリオットを臨時に配備した。 しかしながら、パトリオットミサイル配備は一時的なものであり、防衛省は、陸上配備型の新たな迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」の導入に向けた関連経費を 2018 年度当初予算案に計上するよう要求する方針を固めた。 防衛省は、2017 年度予算でコンピューターのシミュレーションなど新装備の導入に向けた調査費を計上し、来年度はイージス・アショアに限定した調査費を盛り込み、防衛力の強化を示したい考えである。防衛省「統合機動防衛力構築委員会」は、イージス・アショアが適当との意見をまとめる方向であり、概算要求を経て来年度予算案に計上される公算が大きい。 防衛省が島根県出雲市にパトリオットを配備したことから考えると、山陰に基地を設けることは、ミサイル等の迎撃に有効な地と推察できる。 したがって、鳥取県にイージス・アショア基地を設けることにより、国民の生命財産の保護に貢献できるとともに、基地建設のために多額の工事が期待でき、地元への経済効果が期待できる上、自衛隊員やその家族が転入してくると思われ、人口増加や税収入を期待できる等、多くのメリットがある。 鳥取県は、他に先駆けて、イージス・アショア基地建設の候補地に名乗りを上げ、積極的に誘致活動をするべきである。	個人 (米子市)	

地域振興県土警察常任委員会・陳情

地域振興県土警察常任委員会・陳情

		▶陳情趣旨 イージス・アショア基地を鳥取県に誘致すること。 イージス・アショア基地を鳥取県に誘致するよう国等の関係機関に働きかけること。		
--	--	---	--	--

地域振興県土警察常任委員会・陳情

